

令和3年4月15日

第4回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 4 号

令和3年 第4回 定例会

日時：令和3年4月15日（火）午前10時

場所：区議会第一委員会室（Web会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	高 橋 翔

令和3年

## 第4回教育委員会定例会

令和3年4月15日（木）午前10時

場 所 第一委員会室（Web会議）

議事録署名人 清水俊明委員

### 第1 議案の審議

第27号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

### 第2 報告事項

- (1) 令和2年度後援・共催名義使用承認事業一覧について (資料第1号)
- (2) 令和3年度教育職員の異動状況について (資料第2号)
- (3) 民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について (資料第3号)

### 第3 その他の事項

「開 会」

(10:00)

○加藤教育長 時間になりましたので、第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は Web 会議形式をとっております。ご発言の際には、手を挙げていただきまして、その方に発言していただくという形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

## 第 1 議案の審議

### 第 27 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第 1 「議案の審議」です。本日は 1 件です。

第 27 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 27 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る対応により、さまざまな業務に影響が及んでいることに鑑み、職員の夏季休暇の計画的な取得を促進するため、令和 3 年度においても、夏季休暇の取得期間の拡大に必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第 27 号議案の新旧対照表をご覧ください。第 9 条の令和 3 年度における夏季休暇の特例については、新型コロナウイルス感染症により、対応が必要になった業務または令和 3 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会により対応が必要になった業務に従事する職員で、委員会が、必要があると認めた者に対しては、夏季休暇の取得期間を 7 月 1 日から 9 月 30 日までのところ、5 月 1 日から 11 月 30 日までに拡大するものでございます。

この規則の施行期日は、令和 3 年 5 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、提案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 2点あります。

この業務というのは、感染をした場合の病気休暇のことではなくて、感染の予防とか、感染の対応のために業務が必要だということなのかということが1点。

もう1点、中華人民共和国から報告されたものということには、変異ウイルスの関係は入るのかということについても教えてください。

○教育総務課長 1点目のことにつきましては、まず、この業務にかかわった職員が夏季休暇をとるということですので、いわゆる感染したとかどうとかではなくて、業務にかかわった職員がとれるというものです。

もう1点についても、いわゆる変異型についてもこれに含まれるという解釈で構わないということです。新型コロナウイルス感染症の業務に携わる職員ですので、変異型かどうかという話ではなく、あくまでもこの職に係る職員が夏季休暇をとる場合にはこの期間はとれるというものでございます。

○坪井委員 よく聞き取れなかったんですが、変異型でも構わないということですね。変異型ウイルスも含むという意味ですね。

○教育総務課長 変異型でも対象となります。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。ご承認の場合については挙手でお願いしたいと思います。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第2 報告事項

### (1) 令和2年度後援・共催名義使用承認事業一覧について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件です。

1件目、「令和2年度後援・共催名義使用承認事業一覧について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第1号、令和2年度後援・共催名義使用承認事業一覧のご説明をいたします。

資料をご覧になってください。

今回令和2年度は、1年間を通しまして29件を承認してございます。一昨年度は83件でございましたので、コロナの関係で申請者が少なかったと考えられております。そのうち、新規で4件ございました。こちらは教育委員会にお諮りをして決定したところでございます。

内容につきましては、細かくございますので、資料の一覧をご覧になっていただければと思います。

説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 開催されたものの中では、オンラインではなくて、実際に対面で行われたものもあるように見受けられますが、そこにおいて、感染について特に問題が起きたことはなかったということでしょうか。

○教育総務課長 坪井委員が言われるとおり、Zoomとかオンラインではなくて、確かに対面で行った事業もございます。その際にも、今回申請をいただく前にどういった対策をとりますかという形で、申請者のほうが、こういった形で行いますとか、人数を限定しますとかということをやっていらっしゃったので、実際この事業を行った後、何かしら問題があったとか、苦情があったとかいうことはこちらのほうには連絡は来ていない状況でございます。

○清水委員 確認ですが、今回委員会決定になったものは次回からは教育長が専決で決めていただくということよろしいんですね。

○教育総務課長 本来でしたら、今回決定していただいたものについては、次年度以降ですと、内容等が変わらない場合には教育長専決で行うんですけど、今回1件ほどトラブルというか、こちらで予期しなかった部分があったので、そこについては、来年度以降は、同じようなものが来ても、教育長専決ができるかどうかは、今のところ判断がつかかっているものがあるという状況になってございます。

○清水委員 聞きづらいんですが、皆さん恐らくそう思っていると思いますので、どのような案件だったのでしょうか。

○教育総務課長 端的に言いますと、今回、教育委員会決定が4件ございました。そのうち1件、教育委員会決定を受ける前にチラシに勝手に文言を入れられたとか、チラシを配るときに幼稚園等でトラブルになってしまって、こちらで注意をしているにもかかわらず、教育委員会が認めたものだから、私たちはやっていいんだみたいな、こちらが予期しなかったような出来事がありました。

それについては、何度も注意はしたんですが、改善が見られなかったので、来年度以降は今のままでは後援は難しいですよという話はしてございます。

○清水委員 わかりました。来年もう一回出してきたら、また教育委員会決定でということですね。

○教育総務課長 今のところ、来年同じような状況で出された場合には、昨年こういった状況があったけれども、それに対してそちらの法人ではどういうふうを考えているんですかという対策案だとか、そういったものを出されて初めて、場合によっては教育委員会にかけるとか、あえて、事務局のほうでこれは受け付けられませんよという判断をせざるを得ないのかなと考えてございます。

○清水委員 わかりました。

○坪井委員 今のような問題のあるケースがあったというのであれば、具体的にご報告いただきたいと思います。委員会決定をしたものであればなおさら伺いたいです。

○教育総務課長 わかりました。今後については、そういった状況も含めてお話を進めていきたいと思います。今回は申しわけありませんが、そういった形になりましたので、よろしく願います。次回以降はそういった形で教育委員会に報告したいと思います。

○坪井委員 次回以降そういうふうにされるということはわかったんですが、そうではなくて、今回の実施報告として教えていただきたいというお願いです。

○加藤教育長 もう少し具体的に、今回の事例について実際どういった形の対応だったのか、教育委員会決定のどの案件でそういった問題があって、その後の対応としてどういった対応をしたかというところを、個人情報外してそこを説明していただけますか。そういう趣旨だと思いますので。

○教育総務課長 資料の13番の「サッカー無料体験会」でございます。こちらにつきましては、まずチラシのほうに無料体験会の項目、この日にこういったことを行いますよということが書いてあって、その後に、有料の教室みたいなものが書かれてあった。その有料のところは我々のほうは実は申請の段階では見えませんでした。「この有料のものはどういったことなんですか」とNPO法人に確認したら、「今、担当者が不在でわからないので、確認したら連絡します」という回答がありました。

そういう状況なのにもかかわらず、翌日になって勝手にそのチラシを幼稚園などで配り始めていて、「これはどういったことですか」と確認したら、法人から「担当者と事務局との行き違いがあって、そういう状況になった」という回答がありましたので、「教育委員会は有料の部分は認めていないですよ」というところから、この法人については信頼に欠けるのではないかとこのところそういうトラブルがございました。

○加藤教育長 それに加えて、会場が幾つかあって、これについては、13番ですから東京大学のグラウンドが会場でしたけれども、別のチラシで、ほかの会場で後援名義取ってないけれども後援名義を取っているという表記がしてあったんじゃないんですか。

○教育総務課長 そうです。

○加藤教育長 実際13番は、東京大学でサッカーの無料体験をしますということで後援名義を申請していただいていたんですが、ほかの場所でサッカーの無料体験をしますというのが何かあった。そのチラシを教育委員会のほうでたまたま見て、これは後援名義をまだしてないんじゃないんですかということに対して、事務局のほうでは、「すみませんでした」という謝罪があったと思うんですが、そういうことでいいですか。

○教育総務課長 はい。

○加藤教育長 概要としてはそんな形になります。大きなところは、後援名義を取ってないにもかかわらず、後援名義を取っているという表記をされていたので、同団体が来年度、そういった申請をもししてきたときに教育委員会としてどういった対応をとるかという部分が問題になるということで、教育長専決ではなくて再度教育委員会のほうでお諮りするという形になると思います。あるいは事務局のほうで対応した中で、ちょっと難しいなということであれば、難しいということでその後教育委員の方にはご報告するような形になると思います。

よろしいでしょうか。

## (2) 令和3年度教育職員の異動状況について

○加藤教育長 続きまして、2点目、「令和3年度教育職員の異動状況について」。お願いします。

○教育指導課長 私から、資料第2号によりまして、令和3年度教育職員の異動状況について、ご報告申し上げます。

初めに、園長・校長についてでございます。

幼稚園については、区内転1名、転入1名、退職1名、再任用1名でございます。小学校につきましては、区内転1名、転入5名、退職6名、うち1名が再任用の新規となりまして、再任用は継続の2名と合わせ3名となっております。中学校につきましては、転入1名、退職1名、再任用は昨年度からの継続の3名でございます。

次に、副園長・副校長についてでございます。

幼稚園につきましては、区内転2名でございます。小学校につきましては、区内昇任1名、区内



転1名、転入1名、転出2名でございます。中学校は、区内昇任1名、区内転1名、転入1名、退職2名、再任用2名でございます。

次に、主幹教諭及び指導教諭の状況についてでございます。

小学校ですが、管理職昇任が2名で、2名とも区外に転出をし、昇任をしてございます。自校昇任が9名で、うち1名が指導教諭でございます。区内転が1名、転入が1名、転出が4名、退職が2名となります。

次に、中学校でございます。管理職昇任が2名で、1名が区内、1名が区外に転出をし、昇任をしてございます。自校昇任が5名で、うち2名が指導教諭となっております。区内転が1名、転入1名、転出1名、退職が5名でございます。

主任教諭の状況については、記載のとおりでございますが、トータルの主任教諭の人数といたしましては、幼稚園が1名、小学校が17名、中学校が5名、それぞれふえている状況でございます。

おめくりをいただきまして、最後に、教諭の状況についても、記載のとおりでございますが、新規採用について補足をさせていただきます。

幼稚園の新規採用者は1名でございます。昨年度より減っている状況にあります。小学校の新規採用者は34名で、昨年度とほぼ同じでございます。中学校は、新規採用者が12名で、昨年度よりふえている状況でございます。

なお、新規採用者数につきましては、4月1日付以降採用を行っておりまして、確定数ではございません。

私からのご報告は以上でございます。

○加藤教育長 この件について、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 一番最後にご説明いただきました新規採用のところで、中学校の枠の一番右端のところに「期付」、有期、多分期限があるという意味なのかなと読み取れたんですけども、どういう意味なのかというのをご説明いただけないでしょうか。

○教育指導課長 これは、今ご指摘のように、期限付き教員のことで、新規採用のうち、最長1年間の期限付きで採用している教員がおります。その者を指してございます。

○小川委員 1年の任期がついているというのは、いつもそういう人が何人か含まれているのか、何か特別な事情があってこういうような採用になっているのか、もう少し詳しく教えてください。

○教育指導課長 小川委員ご指摘のとおりでございますが、東京都の教員の採用におきましては、新規採用者を正規で雇うもの、こちらも教員としては条件付きなんですけれども、原則1年間の条

件付きが終わると、通常の場合そのまま正規職員として採用していくという者と、もう一方で、最長1年間の期限を付けていて、その段階で終了し、新たにまた採用をとるという2つの構成をとってございます。

○小川委員 ちょっと音が途切れていますが、期限付きでも2種類あるというご説明で正しいですか。

○教育指導課長 小川委員ご指摘のとおりでございます。採用について、新規採用者に2通りあるということで、1つが、教員は条件付きではあるんですが、期限が終了したら、そのまま原則正規になる者と、1年の期限で終わって、新たにまた採用を受けている者がおります。

○小川委員 それは、ここに今書かれている新規採用の方のうち、どのくらいの割合の方が任期付きなんでしょうか。

○教育指導課長 期限付きの教員については、私も正確な数は確認がとれていないんですが、この中には若干いるという状況です。

○小川委員 毎年、正規採用の枠が狭いので、こういう任期付きの方も雇って学校運営を回しているというシステムなんでしょうか。

○加藤教育長 小川委員の質問は、そういった形でウェイティングしている教員はどのような都合なのか、採用側の都合なのか、教員の方の意向なのか、どういうことなのかということを知りたいということによろしいですか。

○小川委員 そうです。

○教育指導課長 その点で申しますと、採用側の都合ということで2種類設けている状況でございます。

○坪井委員 細かいことですがすみません。2番の副園長・副校長の中学校の部分ですが、今、私の聞き違いでなかったら、転入1名とおっしゃったような気がしました。私の資料では「転入0名（昇任を含む）」になっていますが、それで間違いはなかったですか。

○教育指導課長 大変申しわけありません。記載のとおりでございます。

○坪井委員 転入はゼロで、「(昇任を含む)」でいいんですか。ゼロだけど、昇任を含むんでしょうか。

○教育指導課長 ここに記載する場合に、昇任をして転入してくる者も含めて書くということで、今回は、中学校はなかったということでございます。

○加藤教育長 昇任を含むということは、ゼロじゃなくて、何人かいて、その中で昇任が含まれて

いますよという表記に普通なるので、もしゼロであれば、昇任を含むという表記自体が要らないということなのかなというご質問だと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○教育指導課長 記載の方法がわかりにくくて大変申しわけありません。これは、中学校に限らず、幼稚園・小学校・中学校を横で見えていただいて、転入に対して昇任を含んでいるということでございます。

坪井先生、よろしいでしょうか。

○坪井委員 わかりました。

○清水委員 4番の主任教諭のところでは、幼稚園・小学校・中学校とも、プラスマイナスがプラスだったということをお話しされたと思います。3番の主幹・指導教諭の小学校・中学校は、トータルでプラスだったのか、マイナスだったのか、あるいはプラマイゼロだったのかというのを教えてください。

○教育指導課長 主幹教諭・指導教諭の小学校につきましては、2名増でございます。中学校につきましては、2名減という状況になってございます。

○清水委員 減というのは、あまりないことなのかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○教育指導課長 学校の配置につきましては、それをなかなかあてがうことができない状況もありますが、逆に、全体のトータルとしては当然欠員が生じないように配置をしておりますので、今、委員ご指摘のとおり、主任教諭等で埋めて、補っているところでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

### (3) 民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について

○加藤教育長 3点目、「民間学童クラブ（都型学童クラブ）の開設について」。説明をお願いします。

○児童青少年課長 児童青少年課からご報告を申し上げます。民間学童クラブの開設についてでございます。

いわゆる都型学童クラブと言われているものになりますが、開設事業者につきましては、ライフサポート株式会社となります。

事業の概要ですけれども、名称については、現在まだ未定ということでお話を伺っております。

所在地ですが、区役所の目の前、春日・後樂園駅前再開発地区内の、下の地図にありますとおり、一番北側にありますNY棟の2階となっております。

面積については、おおよそ 250 平米。

対象については、小学生の 1 年生から 6 年生を予定しております。

定員については 72 名。

開設の日については、令和 3 年、本年 9 月 1 日を予定しております。

私からは以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これもビルの中の 2 階にあるということで、校庭とか園庭とかにはつながらない、全く室内にある学童ということになるのでしょうか

○児童青少年課長 そうです。都型学童クラブの場合は、学校内とか公的施設というところではなく、民間のビルに入るケースが多くなっておりまして、そのお部屋の中だけで完結をするという形になっておりますので、基本的には、園庭とか遊び場を別に設けておりません。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上でご用意した案件は全てになります。

### 第 3 その他の事項

○加藤教育長 その他ということで、その他ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、第 4 回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(10 : 32)

令和3年4月15日

議事録署名人

教育長

委員